

改正案	現行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 損害補償（第4条—第25条）</u></p> <p><u>第3章 雑則（第26条—第29条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病</p>

改正案	現 行
<p>により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号まで</p> <p>_____のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、16</p>	<p>により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、16</p>

改正案	現 行
<p>7円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(療養補償)</p> <p>第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、<u>香芝市</u>(以下「市」という。)は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>(傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後<u>1年6月</u>を経過した日において、次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。</p> <p>(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。</p> <p>(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。</p> <p>2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍率を乗じて得た額とする。</p>	<p>7円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(療養補償)</p> <p>第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、<u>市</u>は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>(傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後<u>1年6箇月</u>を経過した日において、次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。</p> <p>(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。</p> <p>(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。</p> <p>2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍率を乗じて得た額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 第1級 313倍 (2) 第2級 277倍 (3) 第3級 245倍</p> <p>3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。</p> <p>4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、<u>新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に</u>応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は従前の傷病補償年金は支給しない。</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。</p> <p>(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母にあつては、60歳以上であること。</p> <p>(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。</p>	<p>(1) 第1級 313倍 (2) 第2級 277倍 (3) 第3級 245倍</p> <p>3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。</p> <p>4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため<u>新たに</u>他の傷病等級に該当するに至った場合には<u>新たに</u>該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は従前の傷病補償年金は支給しない。</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。</p> <p>(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母にあつては、60歳以上であること。</p> <p>(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。</p>

改正案	現 行
<p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）にあること。</p> <p>2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。</p> <p>3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>(遺族補償一時金)</p> <p>第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していたもの</p> <p>(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>	<p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）にあること。</p> <p>2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。</p> <p>3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>(遺族補償一時金)</p> <p>第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の<u>一に</u> 該当する者とする。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していたもの</p> <p>(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>

改正案	現 行
<p>3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。</p> <p>第16条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。</p> <p>(2) 遺族補償年金を受け権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。</p> <p>第16条の2 遺族補償一時金の額は、<u>補償基礎額</u>に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された<u>遺族補償年金</u>の額の合計額を控除した額とする。</p> <p>(1) 第15条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍</p> <p>(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち、<u>非常勤消防団員等</u>の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍</p> <p>(3) 第15条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 <u>1,000倍</u></p> <p>2 第12条第2項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。</p>	<p>3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。</p> <p>第16条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき</p> <p>(2) 遺族補償年金を受け権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき</p> <p>第16条の2 遺族補償一時金の額は<u>補償基礎額</u>に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された、<u>遺族補償年金</u>の額の合計額を控除した額とする。</p> <p>(1) 第15条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍</p> <p>(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち<u>非常勤消防団員等</u>の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍</p> <p>(3) 第15条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 <u>1000倍</u></p> <p>2 第12条第2項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。</p>

改正案	現 行
<p>(死亡の推定)</p> <p>第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が<u>3月 間分</u>から<u>ない</u>場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が<u>3月</u>以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が<u>分からない</u>場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。</p> <p>(年金たる損害補償等の支給額の調整)</p> <p>第23条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p> <p>2 公務、消防作業等若しくは<u>救急業務</u>又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。</p> <p>3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補</p>	<p>(死亡の推定)</p> <p>第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が<u>3箇月間</u>わ<u>から</u>ない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が<u>3箇月</u>以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が<u>わからない</u>場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。</p> <p>(年金たる損害補償等の支給額の調整)</p> <p>第23条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p> <p>2 公務、消防作業等若しくは<u>救急業務</u>又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。</p> <p>3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補</p>

改正案

償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分 団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及び団 員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

備考

- 1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

現行

償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分 団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団 員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

- 1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。